

川崎市市税事務所条例の制定について

川崎市市税事務所条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市市税事務所条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 156 条第 1 項の規定に基づき、市税（個人の県民税を含む。）に関する事務を分掌させるため、市税事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎市かわさき 市税事務所	川崎市川崎区砂子 1 丁 目 8 番 9 号	川崎区及び幸区の区域。ただし、個人の市民税（給与所得に係る特別徴収に係るものに限る。）、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税については、本市の全部の区域とす

		る。
川崎市みぞのく ち市税事務所	川崎市高津区下作延 2 丁目 7 番 6 0 号	中原区、高津区及び宮前区 の区域
川崎市しんゆり 市税事務所	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 2 番 2 号	多摩区及び麻生区の区域

2 川崎市みぞのくち市税事務所の所掌事務の一部を分掌させるために分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市みぞのくち市税事務所 こすぎ市税分室	川崎市中原区小杉町 3 丁目 2 4 5 番地

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市市税条例の一部改正)

2 川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

#### 第 5 条 削除

第 10 条を次のように改める。

(市税の賦課徴収に係る告示及び公告)

第 10 条 市税の賦課徴収に係る告示及び公告は、川崎市みぞのくち市税事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 条の 2 第 1 項中「法」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」に改める。

第 31 条第 1 項及び第 53 条第 1 項中「区内」を「市内」に、「当該区の

区域内」を「市内」に、「当該区の区域外」を「市外」に改める。

第72条の2第2項中「区内」を「市内」に改める。

第93条の2の5第1項及び第93条の15第1項中「区内」を「市内」に、「当該区の区域内」を「市内」に、「当該区の区域外」を「市外」に改める。

(川崎市市税条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない者で前項の規定による改正前の川崎市市税条例第31条、第53条、第93条の2の5又は第93条の15の規定による承認又は認定を受けているものは、それぞれ同項の規定による改正後の川崎市市税条例第31条、第53条、第93条の2の5又は第93条の15の規定による承認又は認定を受けた者とみなす。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方自治法第156条第1項の規定に基づき、市税に関する事務を分掌させるために市税事務所を設置するため、この条例を制定するものである。